

第3回 八尾市史跡保存活用審議会 会議録（概要）

開催日時：平成31年3月25日（月）10：00～12：00

開催場所：八尾市立青少年センター4会議室

出席者：委員 学識経験者5名

欠席者2名

オブザーバー：大阪府教育庁文化財保護課職員1名

事務局：教育長、生涯学習担当部長、生涯学習担当次長

文化財課職員4名

【はじめに】

1 開会挨拶（教育長）

【議事内容】

2 議事内容

1. 史跡由義寺跡の保存・活用について

・保存活用計画の策定

A 委員：案件1「史跡由義寺跡保存活用計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：史跡由義寺跡についての動きを報告します。平成30年2月の国史跡指定を受け、今年度、史跡指定地の約10,000㎡全域が公有化されました。現地は、遺構の保護等を含め、公有化後の仮整備を目的とした盛土工事を進めています。

前回の会議では、今年度実施した塔基壇の発掘調査について総括しました。課題はありましたが、今後、報告書の作成に向けて、ご指導頂きたいと思います。公有化後の史跡整備に向けて、まずは由義寺跡を適切に保存、管理し、活用を図るための基本方針を定める「保存活用計画の策定」について、その進め方等を説明したいと思います。また、史跡高安千塚古墳群の追加指定を考えており、「郡川西塚古墳の保存」についても説明させていただきます。

（資料に基づく説明）

1) 保存活用計画とは

2) 保存活用計画の策定スケジュール

3) 保存活用計画の章構成案（※文化庁に準拠）

A 委員：質問や意見はありますか。

G 委員：保存活用計画の策定は、5回の審議を経て府の諮問を受け、答申するのですか。また、市の単独事業ですか。

事務局：文化庁の補助金かつ、報告書の刊行は翌年度に市の単年度事業で行います。

G 委員：文化財保護法の改正に伴い国の認定を受ける予定ですが、以前の保存活用計画とどのような点で記載内容が変更になりますか。

大阪府：文化財保護法が4月に改正され、保存活用計画が法律の中で位置付けられます。計画作成に関する指針が文化庁より公開され、それに則って作成頂くこととなります。具体的に変更した点は、現状変更がこれまで国が許可していたのが、事後の届出制となり、弾

力化されます。

由義寺に関しては、特段変わった現状変更の取扱いがあることは想定されておられないとのことで、特段、認定等はないかと思えます。ただ、文化庁の指針に則って作成頂き、大阪府としては八尾市と協力して協議していきたいと思っています。

A 委員：認定を受けておけば、現状変更の弾力化ができるというプラスの部分が今回の改正ポイントですが、大阪府の説明のように、由義寺では、現状変更の弾力化は今のところ必要ないとのことですが、認定をとっておくほうがよく、その指針に沿ったものを作成する必要があることを確認しました。

D 委員：文化庁の補助金で行うとのことですが、刊行が再来年になることは大丈夫ですか。

事務局：概報版として成果品は示しますが、正式な保存活用計画書については、市の単独事業で刊行します。高安千塚古墳群の保存活用計画作成も、市の単独事業で刊行しています。

A 委員：報告の自由度が高く、独自の内容が盛り込まれていても問題はないということですね。スケジュールでは、単年度の補助金事業で進めていくということですが、来年度末の答申は動かず、それまでに策定するというので、会議の予定がキツイ印象を受けますが、これを含めていかがでしょうか。

E 委員：構成案の中に由義宮についての視点が除外されていますが、今後のことを考えますと、触れる必要があります。例えば、弓削から文字が改変されましたし、由義宮があつての由義寺です。そして、官営寺院として、あの時代は都と寺との関わり、由義宮に対する由義寺ですので、文献からも強く感じます。ですから、由義宮跡が出てきた折りのことを考えますと、構成案に少し由義宮を含まれてはいかがでしょうか。

事務局：由義の名称を含めて、由義宮があつての由義寺の視点は然るべきと考えています。当然、伽藍としての由義寺、その背景には由義宮であり、抑えるべき内容ですので、計画に盛り込むべき内容と捉えています。

A 委員：次回に、第2章「由義寺を取り巻く環境」の中で、しっかりとその部分を書いて頂くことと、現状課題のところでも、所在地を念頭に置きながら周辺地域の調査をみていく等の文言は必要になると思えます。書きぶりの中で、由義宮を念頭に置いて書いて頂きたいと思えます。

C 委員：今回、史跡指定されているのは、由義寺の塔であり、由義寺が前面に出てくる状況にあります。資料では「史跡由義寺跡」と「由義寺」と定義されていますが、「由義寺関連遺跡群」、「文化財群」として捉えておくほうがよいのではないのでしょうか。そうすると、由義寺関連遺跡ということで、由義宮がターゲットに入ってきます。それとともに、外環状線の東側で確認された大溝は、指定地には外れてきますが、当然、このような遺構についても説明が必要になりますので、これら由義宮全体を含めた「由義寺関連遺跡群」という視点で保存活用計画を捉えていくことがベストだと思います。

広義の由義寺は、生駒山が見えなければなりません。つまり、外環状線東側に高層ビルが建ち並び、生駒山が見えなくなってしまうと意味がありません。生駒山西麓の場所にある寺という歴史的景観の保全が必要です。これについては保存活用計画の中で触れる部分ではありますが、塔跡からみた景観の中に、生駒山地を必ず見せて、その立地を体感できる場であるというような文言を少し考えて頂きたい。さらに、ないものねだりですが、高安千塚古墳群の保存活用計画が作成されていますので、理想としては、それらも見られるようにする。つまり、八尾市全体として、高安千塚古墳群、由義寺跡が視

覚的にもビジュアル的にも繋がり、遺跡に立てば、あそこに高安千塚がある。その千塚の被葬者たちは、弓削氏に直接関わるかはわかりませんが、その基盤を作った人たちが葬られているといった歴史的なストーリーが構築できるような計画にして頂くと後々よいのではないかと思います。

A 委員：八尾市では景観条例はありますか。

事務局：はい、あります。

A 委員：他の保存活用計画では、周辺域の景観に対して抑制を入れていることがあり、河内国分寺でもバッファゾーンを設けています。文化財保護法の枠外になることではありますが、市の関係部局と協働によって可能になるかと思っています。C委員がおっしゃったように、塔がそびえる周りの景観が非常に重要という点については、今回、直接計画に書き込めるか、将来課題とするかはありますが、景観という視点について、何らかの指針を示せるようにして頂きたいと思っています。

「群」で抑えるという点では、今後、何遺跡群と呼ぶかということはありませんが、宮が先か寺が先かになってくると思いますが、「由義寺関連遺跡群」という形で寺と宮を一体的に評価していくことが、将来的には必要になってくると思います。そのような足掛かりになるような文案を盛り込んでおくことが必要ではないかと思っています。

D 委員：内容と目次案については問題ありませんが、実際の進め方について問題となるのは、5章以降を実際にどうするのかということです。保存活用計画の流れはこのようものですが、結局はどのようにするのかを念頭に置かないと、4章の「現状と課題」の部分で、どの辺がプラスで、どの辺がマイナスなのかを捉えた上で、5章以降が出てくるというのはストーリーですけれども、逆に、遺跡をどのように保存活用していくのかということが頭であって、それに肉付けして現状と課題をまとめることもできますので、現実的な作業で考えますと、こちらだと思います。課題があつて、メリットがあつてということを出して進めていくと思いますので、進め方としては、まず5章以降のアウトラインをだしてもらったほうが、前の4章を考えやすいのではないのでしょうか。4章の課題を先にやってしまうと、それに囚われて、5章以降が出来上がってしまうことになるので、流れとしては、方向を見据えて作業を進めていく方がよいのではないのでしょうか。ですから、第1回目でもよいので、アウトラインを示してもらおうほうが、少なくとも第4章を審議していく上で、議論しやすいのではないのでしょうか。

A 委員：指針通りに作っていくと、各章がバラバラになってしまい、次の章で課題が解決されていないということが他所の事例で見られました。ですから、第5、6章でこうするから課題を解決するというストーリーにしないと、流して読めないものになります。逆に言えば、第1～4章を議論するのであれば、第5、6、7章でこのようなことを書きますと提示した上で進めていく必要があります。

審議については、このスケジュールで構いませんが、その折には参考資料として、後半はこのように書いてきますと提示して頂けると議論しやすいと思います。事務局には負担が掛かりますが、そのための4、5、6月ですから、かなり前倒して、周知した上で審議した方がよいと思います。ストーリーとして全体を流して読んでいけるような審議にしたいと思いますので、事前の準備をお願いしたいと思います。

G 委員：地元の方や市民の方の意見を聞くような場、例えばパブコメをするなど、意見を取り入れるようなことは考えていますか。

- 事務局：この2年間、市民が参加する会議を行い、そこで出た意見を取り入たいと考えています。
また、庁内でも史跡の検討会議を行っていますので、庁内あるいは市民会議で出た意見を計画に盛り込んでいきたいと考えています。
- G 委員：保存活用計画の審議途中や、答申してからでも構いませんが、それについて市民の方々が何か意見を述べるような場はあるでしょうか。
- 事務局：保存活用計画については議会報告しますが、市民に述べて頂く場や、パブコメなどは考えていません。市の全体計画や保存活用地域計画作成の際は、市の文化財の方向性を探るマスタープランとなりますので、市民の声を聞くなど、パブコメを行いたいと思います。由義寺跡保存活用計画については史跡単独の計画ですので、そのような場は設けていませんが、整備構想作成の際は設ける可能性があります。
- G 委員：専門的な視点は当然必要で、現状変更の取扱い基準が重視されるべきですが、何らかの形で市民の声を盛り込めるような形にして頂きたいと思います。
- D 委員：審議会が作成して答申する形だと、なかなか難しいのではないのでしょうか。
- A 委員：提案ですが、現状と課題でヒアリングを実施してはどうでしょうか。課題の炙り出しにヒアリングがされている印象があります。例えば、近くの小学校に対しては、どのように利用したいか、何年生を連れてどんな授業がしたいかなど、あるいは、地域の公民館では、館長はどのような取り組みが考えられるか、また、観光課や地元自治会等へのヒアリングもあります。そこから意見を取捨選択して現状課題に盛り込むことは、取り組みとして間に合うのではないのでしょうか。市民、一般の意見となると、出てくる意見を審議会のまとめに入れていくのは、かなり厳しくなりますので、出来上がったものをお知らせする形で、講演会やシンポジウムで示すことは可能ではないのでしょうか。作成途中には、市民の中でも、今後、由義寺跡に関わることがある方に限って行うほうがよいと思います。
- 事務局：そのような取り組みを地域と相談しながら行っていき、声を吸い上げていきたいと考えています。
- A 委員：吸い上がってきた意見を保存活用計画の本文に参考資料としてつけて頂くことで、今後の審議において、市民の希望に沿った形で進めていけるのではないのでしょうか。
- E 委員：市民のヒアリングは大事になります。特に若い人、小中学生などの関心が将来を見据えて重要になってくると思います。今、道鏡さんは小学校の教科書に出できますか。また、知られていますか。
- 事務局：称徳天皇や道鏡さんは教科書に載っていないと思いますし、習わないと思います。
- E 委員：八尾市の小中学生に対しては、先入観を持たずに、由義寺、由義宮というものを最低限知ってもらえるよう出前授業や出張事業を通じて積極的にアピールしてほしいです。そして、その方々の意見を汲み上げて頂きたいと思います。
- 事務局：先日、道鏡ウィークを実施しました。現在、市をあげて道鏡さんを活用していきたいと考えています。それに合わせて整備等も進めたいと考えており、特に学校での活用が大事であると考えています。
- 事務局：昨年度から教員向けに八尾の歴史を学んでもらう研修を実施しています。八尾には心合寺山古墳、高安千塚古墳群、由義寺跡などの史跡やその他の文化財があることを知ってもらい、先生たちが社会、道徳などの科目の中で教えることや、遠足に連れていく取り組みを始めており、教育委員会事務局としても力を入れていく動きとなっています。

A 委員：重要な視点だと思います。学校との連携は保存活用の整備の中で大事になりますので、課題を炙り出しながら進めて頂ければと思います。特に、教育委員会の中に文化財課がありますので、学校部局と連携した取り組みが必要ですし、教員の中で八尾の歴史を教えられている方が、現状どのようなところを整備すれば見学しやすいかなどの意見を聞くのがよいと思います。学校の先生から、子どもたちを連れていくときにトイレがないので心配という話をよく聞きます。ですから、あそこに行くならこのトイレが使えるとといった細かい事柄ですが、活用の部分で必要になりますので、このような点に関してもお願いしたいと思います。

D 委員：我々のような専門家が直接子どもたちに語りかけるよりも、先生方に理解してもらい、興味を持たせることが重要になると思います。今やられている取り組みは非常によく、これを推進していけば、計画に反映していけるのではないのでしょうか。

あとは小学校用の副読本を作っているところもあります。小学校の歴史や社会の中では取り上げられないことも、道徳や地域の授業で取り上げられると思いますので、それ用のテキストを作るのもよいのではないのでしょうか。

A 委員：史跡整備に向けた問題だけではなく、取り巻く課題や八尾市独自で取り組んでおられることも含めて計画に盛り込んでほしいと思います。そうすれば、今後も八尾らしい取り組みを打ち出していけるのではないのでしょうか。

D 委員：4～6月で支援業者を選定されるようですが、これはコンサル業者ですか。また、7月から作業が入ると思いますが、具体的なスケジュールと見通しについて教えてください。

事務局：コンサル業者と協力して作業にあたります。早速、本審議会の意見を踏まえて、作成作業を進めていきたいと考えています。あくまでも支援業者ですので、事務局でしっかりと意見をまとめて、7月までに選定を進め、次回の会議までに作成を進めていきたいと考えています。

D 委員：4月にすぐに決まるのですか。

事務局：選定は5月の連休明けになります。

事務局：本質的な作業は、市職員が絵を描いて、コンサルはあくまで作業支援の形をとりますので、コンサルが作るということではありません。

D 委員：その形でお願いしたいと思います。コンサルに丸投げして、こちら側が質問するとコンサルが答えるということが他でありました。ぜひとも市がしっかりと作成し、コンサルは絵を描くというような形で進めて頂けると良いと思います。これは大変な作業であり、時にはコンサルの意見を聞きながら、上手く進めてほしいと思います。

A 委員：良いものを作っている自治体は、コンサルの仕事が少ないです。ほとんどの文章は私が書きました。とおっしゃる方もおられます。その方が良いものができますので、ぜひ頑張って作成して頂ければと思います。

章立てについては、やや一般市民に分かりづらい部分もあると思いますが、これで進めざるを得ない感じだと思います。適宜、細かい部分の内容やタイトルについては審議で変更していければよいかなと思います。

質問がありますが、本来の範囲が問題で、整備であれば指定範囲が計画の範囲になりますが、保存活用計画における範囲は、由義寺の遺構を見据えた東弓削遺跡を念頭においた範囲でよろしいのでしょうか。保存活用計画の中で、この範囲については書かなければならないことだと思います。

事務局：先ほどのC委員のご指摘のように、狭義と広義の定義付けをうたった上で、使い分けを行います。正確に理解していないと書けませんので、そのような視点を明らかにした上で、作成していきたいと思います。

A委員：広義の由義寺にも一定の範囲をつけて、保存活用計画のもう一つ範囲として示すということですね。議論を進めていくと曖昧になることがありますから、確認させて頂きました。それでは、案件2「郡川西塚古墳の保存について」事務局から説明をお願いします。

2. 郡川西塚古墳の保存について

(資料に基づく説明)

事務局：由義寺跡の北方、郡川西塚古墳を含む周辺地域で区画整理事業が計画されています。古墳の早急な保存の必要性から、文化庁と協議を行いました。東方の高安千塚古墳群の追加指定の古墳として、保護を要する範囲を次年度の半ばを目標に定める必要があります。追加指定の根拠等は、保存活用計画の中で高安千塚古墳群と密接な関係を有する古墳として位置付けています。

昨年末から、範囲確認のためのレーダー探査や発掘調査を実施しています。今後、春から発掘調査を実施し、秋頃までに指定範囲を文化庁と協議し、来年（2020年）の夏には追加指定の意見具申を提出したいと考えています。郡川西塚古墳の追加指定については、大阪府・文化庁と協議を進めつつ、保存活用計画の会議の折に適宜報告させて頂きますのでご助言、ご指導を頂きたいと考えています。

A委員：郡川西塚古墳は、まだ史跡にはなっていませんが、史跡高安千塚古墳群保存活用計画の中で重要な古墳であるという評価をしていて、今回、追加指定してはどうかという案件であります。この件について意見を頂きたいと思いますが、特に、E委員やG委員は、高安千塚古墳群保存活用審議会に携わられていたので、よろしければご意見をお願いします。

G委員：郡川西塚古墳の整備が積極的に進めて頂けると聞きまして、大変ありがたいことだと思います。来年度から何回か調査を実施されるようですが、東側の調査区では何も見つかっていないのですか。

事務局：東側のKON30-2-4区では、地下レーダー探査において反応があり、外堤の落ちのような葺石状の列石を確認しています。地下レーダー探査で反応している範囲に近い部分で周濠の肩が検出しています。但し、西側については後の耕作等で削られていると考えています。墳丘の裾部分はまだ掘っていないので、来年度確認しつつ、古墳と周濠の形を抑えて、保全すべき範囲を確定したいと考えています。

G委員：現状は全て民有地ですか。

事務局：そうです。

G委員：好き放題に調査区を入れるわけにもいかないということですね。もう少し綺麗な形になるはずですけども、計画的に進めて頂ければと思います。

E委員：ようやく高安千塚古墳群がクローズアップされ、知名度が上がってきた感じがします。前回の審議会でも郡川の古墳が何故入らないのかと感じたこともありましたが、今回、関連するものとして評価されていますので、ぜひ進めて頂きたいと思います。また、新たな高安千塚古墳群に対する理解も深まるかと思っています。

D委員：具体的には、区画整理に対応しなければならないのが西塚になってくる状況だと思います。

すが、東塚も一緒に追加指定するというのではなく、危機に瀕している西塚を何とかするというのでしょうか。

事務局：資料の航空写真をご覧頂きますと、東高野街道を境に郡川西塚古墳と東塚古墳が立地しています。今回、西側が区画整理対象地となっており、その中に西塚古墳が含まれます。実は、東塚古墳については、以前に分譲住宅の開発によって、墳丘そのものが削平されて無くなっています。これは、高安千塚古墳群保存活用計画策定以前、史跡指定以前にこのような状況となりましたので、この反省を踏まえ、高安千塚古墳群の国史跡指定に取り組んだ経緯があります。東塚古墳については、範囲はある程度わかっていますが、無くなっている状況ですので、西塚古墳を追加指定の対象として保存したいというものです。

A 委員：この機会に整備の点でいうと、郡川東塚古墳でも跡地ではありますが、古い写真などを付けた案内板を設置してはどうでしょうか。史跡歩きをするときに、西塚古墳だけではなく、東塚古墳も通って高安千塚に行くということが考えられます。ですから、環境整備に取り組んで頂きたいと思います。そのようなことも含めて意見具申において、国指定に追加された折には、東塚古墳でも何らかの処置をして頂きたいと個人的には思います。西と東の取扱いに違いはありますが、当然、価値という点でいえばどちらも高い価値がありますので、価値の顕在化をして頂ければと思います。

もう一つは、私自身、東高野街道が古い道であると考えています。道の近くが区画整理で道幅が改変されるということはないのでしょうか。

事務局：東高野街道については、今回の区画整理対象外で拡幅はありません。道路から西側の区画整理ということで古墳の北側の道路は拡幅されますので、一帯の環境が変わることについては危惧しているところです。

A 委員：古い道は残るので、機会がありましたら道に近いところまでトレンチを入れて、道に沿う古い道の痕跡が出てくれば、点々とある史跡を貫く古い道であるという説明ができますので、史跡群をストーリーで繋ぐという話があったように、史跡を繋ぐ役割として道が存在しますので、何とか、古い道の変遷を東高野街道の周辺で見つけて頂きたいです。これはどこも見つかっておらず、寝屋川市や東大阪市でも見つかっていませんが、何とか尻尾を掴んで頂きたいと思います。これだけ、古墳が道の脇にあるのは面白く、心合寺山古墳の時期からあるのかもしれませんが、道が見つかるのかもしれませんが。八尾市の史跡を理解する上で鍵になると思います。

C 委員：開発に伴う調査であれば、道の調査は必要であると思います。西国街道では、山陽道が40mほどずれていて、古代の道は踏襲しているものの、現在の道とずれていることがあります。これらは各地で見つかっています。ですから今回の場合、私も古墳時代からある道と考えており、のちの南海道となる道でもありますので、この機に郡川西塚古墳とともに、南海道の視点から東高野街道について、古代の道の探索を視野に入れた調査が必要になると思います。

A 委員：西塚古墳が史跡に向けて動き出したことは喜ばしく、その中で、次の新しい発見や課題を見つけていければ、豊かな歴史を描けるのではないかと期待しています。

調査の時には調査区を拡張できる環境にありますか。史跡指定地内での調査ではないので、特段、現状変更は必要ないと思いますが。

事務局：地権者のご了解を得られれば可能です。

A 委員：私も墳丘の裾を確認する調査をいくつか行いましたが、溝だと誤認してしまうことがあります。そこだけがそのように見えてしまうので、少し横を掘ってみたら、後世に掘られたものだったということがわかるので、幅狭いトレンチの限界性がありますので、拡張しながらダメ押しで調査を行うようにして頂きたいです。史跡指定にしていく時の調査ではそこで見つかったものが根拠になりますので、間違った根拠に乗っかってしまわないようにしっかりと調査して頂かなければならないと思います。

最後になりますが、先ほど道鏡ウィークなど、大変重要な取り組みをされていましたが、現状の活動状況を審議会でも報告して頂ければ審議の参考資料となります。今後も整備が進むにつれて、活用部分が進んでいくと思いますので、活用案件についても報告して頂ければ、審議の中身が深められるのではないのでしょうか。以上をもちまして、第3回八尾市史跡保存活用審議会を終わります。

3 閉会挨拶（生涯学習担当部長）